

## 福山市子育て応援ウィークに係るシンポジウム運営業務委託 仕様書

### 1 業務名

福山市子育て応援ウィークに係るシンポジウム運営業務

### 2 委託期間

契約締結の日から2025年（令和7年）12月26日（金）まで

### 3 業務の目的

現在、こども家庭庁を中心に「異次元の少子化対策」が進められており、また2023年（令和5年）12月には「こども大綱」が発表され、地方自治体においても少子化対策が本格化しているところである。

本市では、2025年（令和7年）11月3日から同月23日までを「子育て応援ウィーク」とし、期間中、シンポジウムを開催し、育児期の柔軟な働き方を推進し、子育てに温かい社会づくり、共働き共育ての機運の醸成を図るとともに、誰もが仕事と子育ての両立が実現できる制度導入や、その制度の取得促進に向け、企業の行動変容につなげることを目的とする。

### 4 業務の概要

シンポジウムを開催するに当たり、幅広い世代の参加者を獲得するための企画提案や広告宣伝などの方法の検討・実施、シンポジウム会場の設営・運営、動画配信の支援などを行う。

シンポジウムの開催時期等は次のとおりとする。

ア 開催時期 2025年（令和7年）11月12日（水）

イ 開催場所 エフピコアリーナふくやま サブアリーナ  
（福山市千代田町一丁目1-2）

ウ 定員数 150人（予定）

### 5 委託業務

- (1) シンポジウムの企画提案に関すること
- (2) シンポジウムができる講演者及びパネリスト（以下、「出演者」という。）の選定に関すること
- (3) 出演者との連絡・調整に関すること
- (4) 参加者の会場受付に関すること
- (5) 参加者を増やす方法の検討・実施
- (6) シンポジウムの進行管理に関すること

- (7) シンポジウム会場の設営・運営に関すること
- (8) シンポジウムの撮影・動画配信に関すること
- (9) 成果品等に関すること

## 6 業務の内容

### (1) シンポジウムの企画提案に関すること

受注者は、市が開催するシンポジウムについて、効果的かつ円滑に実施できるよう、企画提案や必要な助言を行う。発注者及び出演者と連絡調整を行ったうえで、台本を作成すること。

### (2) シンポジウムができる出演者の選定に関すること

子育て応援ウィークの趣旨に沿ったものとなるよう、企業の共働き共育ての機運醸成や取組の推進に繋げることを目的に、各種広報媒体へ出演する等全国的に著名な専門家を講演者として2人以上提案し、その内、1人以上は必ず起用すること。

また、市内企業や大学生の「共働き・共育て」の機運醸成や取組の推進に繋げる取組として、先進的な取組などを紹介するパネリストも併せて選定すること。

### (3) 出演者との連絡・調整に関すること

シンポジウムの日時、企画内容、当日のスケジュール等、シンポジウムの実施に当たり、必要な事項について、出演交渉を含め、出演者と連絡調整を行うこと。なお、出演者が芸能プロダクション等に所属している場合は、プロダクション等との連絡調整も含むものとする。

### (4) 参加者の会場受付に関すること

シンポジウム当日までの運営計画を作成するとともに、シンポジウム当日は、受付が混雑するなど、他の施設利用者や施設の営業の妨げとならないよう、安全で円滑な受付を行うものとする。

### (5) 参加者を増やす方法の検討・実施

受注者は、シンポジウムの参加を広く呼びかけ、チラシ内容、デザイン選定や配布先などの検討を実施する。なお、チラシについては、データを納品すること。

その他、福山市内の企業や大学生などの参加者に特に訴求するコンテンツを提案・実施する。

### (6) シンポジウムの進行管理に関すること

ア 発注者及び出演者と連絡調整を行い、シンポジウムの円滑な進行管理を行うこと。

イ 舞台監督、進行ディレクター等、業務責任者を配置し、進行に必要な人員（司会等を含む。）を確保し、進行管理を行うこと。

ウ 実施計画の作成を行うこと。

エ 事前に本番会場におけるリハーサルを実施すること。

オ 会場の設備機器を効率よく使用し、最大限の効果が得られるよう運用すること。

カ その他、音響・照明の演出に関わる発注者から依頼された作業を行うこと。

キ その他、舞台進行管理に関わる発注者から依頼された作業を行うこと。

(7) シンポジウム会場の設営・運営に関すること

ア イベントの実施に必要な資材を準備し、ステージや観客用の座席を設置すること。なお、ステージや観客用の座席については、会場にある資材を使用することも可とする。

イ 会場の形状を考慮したうえで、会場内外にモニターを設置するなど、参加者が十分楽しめるものとなるよう工夫すること。

ウ 会場の設備機器を効率よく使用し、最大限の効果が得られるよう運用すること。

エ 音響設備については、備品を準備し設置すること。

オ 出演者及び同行スタッフ等の控室を確保すること。

カ その他、会場設営に関わる発注者から依頼された作業を行うこと。

(8) シンポジウムの撮影・動画配信に関すること

ア シンポジウムの内容について、動画を撮影し、後日、福山市の公式 YouTube に本編及びショート動画としてアップロードできるようそれぞれ編集し、発注者へ納品すること。

イ その他、撮影に関わる発注者から依頼された作業を行うこと。

ウ 動画の撮影及びアップロードについて、事前に出演者から許可を得ること。  
なお、出演者の許可が得られない場合は、5（8）は実施しないものとする。

(9) 成果品等に関すること

ア 成果品

(ア) 広報チラシ（電子データ※PDF形式）

(イ) シンポジウム動画（編集前と編集後のデータ）

イ 成果品の検査

(ア) 受注者は、「ア 成果品」の納品にあたり、市の検査を受ける。

(イ) 成果品の検査において修正された箇所は、直ちに訂正する。

(ウ) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う瑕疵が発見された場合は、受注者は直ちに成果品の訂正を行う。

(エ) 本市検査員の検査合格をもって、業務の完了とし、成果品に関しての著作権及び所有権は市に帰属する。

7 再委託

本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせることはできない。た

だし、主要な部分を除き、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

## 8 機密の保持

受注者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## 9 発注者との協力体制

- (1) 受注者は作業を円滑に進めるために、発注者と密接に連絡を取り、その連絡事項を記録し、協議の際、相互に確認するものとする。また、受注者は発注者から報告（業務の進捗状況、質疑回答等）を要求されたときは、速やかに報告すること。
- (2) 受注者の担当者について、発注者との連携・協力が支障があると判断された場合には、受注者の管理監督者は早急に担当者の変更等の対応を執るものとする。

## 10 委託料の支払

発注者は、委託業務の完了を確認した後、支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に一括して業務委託料を支払う。

## 11 業務実施上の条件

- (1) 類似業務のノウハウや受託実績が十分にあり、業務全体を円滑に実施することができること。
- (2) 業務の詳細・日程の管理については、発注者と十分な打ち合わせを行うこと。
- (3) 委託契約金額には、出演者の出演料、交通費、宿泊費、会場使用料、通信費、事務消耗品費等、業務に係り必要となる経費の一切を含むものとする。
- (4) 出演者の都合により、委託業務及び委託業務内容に変更が生じる場合は、発注者と受注者で別途協議するものとする。
- (5) 業務に当たっての資料及び成果は、全て発注者に帰属するものとし、発注者の許可なくして公表、貸与、複写及び他の目的に使用してはならない。また、契約終了後も同様とする。
- (6) 本仕様書に定めがない事項や業務の遂行に当たって疑義が生じた場合については、発注者と受注者で協議し、決定するものとする。